第七十二条の四十九の二中「、連結子法人が政府に提出した法人税法第八十一条の二十五に規定する書類」を削り、「においては」を「には」に改める。

第七十四条の四第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

第二百九十二条第一項第三号イ中「この節」を「この項及び第三百二十一条の八」に改め、「又は個別帰属法人税額」を削り、同項第四号イ中「法人税法第八十一条の十九第一項（同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。）及び第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）」を削り、「第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」を「第二項、第六項及び第十項から第十三項まで」に、「第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第二項、第五項及び第九項から第十二項まで」に改め、同項第四号の二から第四号の四までを削り、同項第四号の五イ中「ホ」を「ハ」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ロ中「）又は」を「）若しくは」に、「ホ」を「ハに掲げる法人を除く。）又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人（ハ」に改め、「又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額」を削り、「過去事業年度等」を「過去事業年度」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホを同号ハとし、同号を同項第四号の二とする。

第二百九十四条第七項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第八項中「第三百二十一条の八第四十二項から第四十五項まで」を「第三百二十一条の八第五十二項から第六十八項まで」に改め、同条第九項中「第八項」を「前項」に改める。

第二百九十四条の二第一項中「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第三十一項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項の表第二百九十二条第一項第四号の五イの項中「第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の二イ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ロ及びハ」を「第二百九十二条第一項第四号の二ロ」に改め、同表第二百九十二条第一項第四号の五ニの項を削り、同表第二百九十二条第一項第四号の五ホの項中「第二百九十二条第一項第四号の二ハ」に改め、同表第三百十二条第三項第一号及び第三号の項中「及び第三号」を削り、同表第三百十二条第三項第二号の項中「これらの」を「当該」に改め、同表第三百十二条第六項から第八項までの項中「から第八項まで」を「及び第七項」に改め、同表第三百二十一条の八第一項の項中「から第四項まで」を「及び次項」に改め、同表第三百二十一条の八第二項から第四項までの項中「から第四項まで」を削り、同表第三百二十一条の八第三十九項の項中「第三百二十一条の八第五十項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「又は同条第三項の規定により納付する法人」を削り、「これらの法人の同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月」を「当該法人の同項」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第三百二十一条の八第十九項及び第四十三項第一号」を「第三百二十一条の八第三十一項及び第五十三項第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改め、同条第五項中「第三項第一号から第三号まで」を「第三項第一号及び第二号」に改め、同条第八項を削り、同条第九項を同条第八項とする。

第三百十四条の二第一項第十一号中「年齢十六歳以上の」を「次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者　年齢十六歳以上の者

ロ　所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者　年齢十六歳以上三十歳未満の者及び年齢七十歳以上の者並びに年齢三十歳以上七十歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの

(1)　留学によりこの法律の施行地に住所及び居所を有しなくなつた者

(2)　障害者

(3)　その市町村民税の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者

第三百十四条の四第二項中「第三百二十一条の八第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同項」を「第三百二十一条の八第一項」に改め、「、同条第四項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「（連結事業年度に該当する期間を除く。）」、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額」及び「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）の」を削り、「六月」を「六月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項において同じ。）の事業年度）開始の日以後六月を経過した日をいう。）の前日まで」に、「第三十九項」を「第五十項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第五十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人との間に同法第二条第十二号の七に規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一条の十一第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第五十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3　法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法